

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会名： 法と心理学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合 は、主体となる 委員会に○印を 付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	法は、個人の行動や心理、人間関係、個人と社会の関係に 関わる現象であり、心理学はそれらのメカニズムや発達の解 明を目指す科学である。それゆえ法学にとって心理学的知見 はきわめて有用であり、心理学にとっても法という領域は生 きた現実の問題を扱う魅力的な分野である。本分科会では、 法学と心理学の学際的な交流を通じ、犯罪、司法、更生等に かかわる諸問題について議論し、必要な政策提言を行う。
4	審議事項	目撃や自白における心理メカニズム、少年犯罪、被害者心理、民事手続きや行政手続き、司法福祉など、犯罪と司法に かかわる心理学的諸問題について、学際的に審議する。
5	設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">常設</div>
6	備考	必要により特任連携会員を依頼する